

フランスにおけるアソシアシオンの現状

村田尚紀

はじめに

- 1 フランスにおけるアソシアシオン革命
- 2 アソシアシオン革命の実態
- 3 フランス人とアソシアシオン
- 4 アソシアシオンと行政

むすび

はじめに

今日という時代の特徴を把握する際の視角や解釈をめぐることは、いわゆるポストモダンの立場とモダンの立場との対立にみられるように、議論の分かれるところであるが¹⁾、議論の前提としての今日の特徴とは何かという点をめぐっては論者の間にとくに重大な見解の対立があるわけではない。そうした現代社会の特徴の一つに挙げられるのが中間団体²⁾の族生である³⁾。

すなわち、ひとまずポストモダニストの言を借りると、今日、「進歩という理念の解体と偶然性の影響力の増大の下」に個人は、一方で「自らのコミュニティの未来のプロジェクトの作成に積極的に参加することを可能ならしめる自らに開かれた全き自由」に強く惹かれ、他方で自分が運命のなかに投げこまれたと感じるために、この自由にしおびえる⁴⁾。ドグマティズムの重荷からの解放の代償としてのこのジレンマ⁵⁾ないし不安定感の克服を求めて、新しい倫理の模索が行われる⁶⁾。「したがって、倫理の目的は、変化の激動にとらわれた共同体のなかに新たな平穩を再確立することである。きわめて快樂主義的な論理を伴ったごく単純な理屈によって、ポストモダンな個人は、新しい自由

と自立の条件を最大限行使する最良の方法は、社会環境の平和化に導く条件を他者と交渉するためにアトム的な個人主義から脱却することであると理解するであろう」⁷⁾。「倫理によって、個人は、共同体をとりまく時代ごとに異なる新しい社会的な生活様式、慣習を再定義するプロセスにかかわることができる。孤独な個人にとってこれは難しすぎるので、ポストモダンの個人は、小集団化(tribalisation)の戦略を選択する。個人は少しずつ共通の価値を中心にして再結集する。マフェゾリによれば、新小集団主義(neo-tribalisme)は現代社会にますます一般化してきている。この新しい傾向を通じて個人は、まずコミュニティあるいは集団への帰属を再確認し、ついで自らの利益を守り、自らにとって貴重な価値を守るために結びつく」⁸⁾。人々は、形而上学的な大きな理由からではなく、むしろ自分の利益を促進する有益な手段であるという理由から小集団に集まるようになり、「われわれの社会は、戦術的なパフォーマンスと表現の豊かさに基づく固有の言語ゲームをそれ自身が有する利益集団によってますます構成されるようになっていく」⁹⁾。

ここでは、ポストモダンの解釈の是非ないし射程の吟味はさておくことにしよう。諸国において、たしかに中間団体の族生が傾向的にみられ、そのような背景の下での必然的な動向として、アソシアシオンへの学問的関心が近年高まっている。1980年代までいずれの国においても、中間団体に関する統計の整備が不十分で、実態の把握が遅れていた。そのような研究の立ち遅れを取り戻そうとする動きが、1990年代に入ってから活発になっているのである。1990年5月に立ち上げられたアメリカのジョンス=ホプキンス比較非営利セクタープロジェクトは、非営利セクターの実態と可能性を探求する注目すべき国際的研究であった¹⁰⁾。また、ヨーロッパでは、1993年8月にヨーロッパ評議会がアソシアシオンの自由をテーマとする国際セミナーを開催している¹¹⁾。

とかく個人主義の国とみられがちなフランスにおいても、1983年に首相の諮問機関として設置されたアソシアシオン国家審議会(Conseil National de la Vie Associative. 以下、CNVA)が、1996年の権限拡大以降、活性化し、ヨーロッ

パ統合の動きにも触発されつつ、アソシアシオンの実態の把握や政策的・法的提言を行っている¹²⁾。

本稿は、諸国と同様、まだ緒についたばかりといってよいフランスにおけるアソシアシオンの現状分析を紹介し、フランスのアソシアシオンが直面する法的问题の一端を明らかにする¹³⁾。まず、あらかじめ現状に直結する前史を法的側面から素描し(1)、次に、アソシアシオンの現状を統計資料によりながら、量的側面・質的側面から概観し、若干の歴史的ないし国際的比較を試み(2、3、4)最後に問題点を明らかにする。

1 フランスにおけるアソシアシオン革命

第4共和制憲法は、前文第6項で組合の自由を定めるにすぎず、アソシアシオンの自由を明記していない。しかしながら、前文は「共和国の法律によって認められた基本原則」を謳っている。したがって、たしかに「アソシアシオン契約に関する1901年7月1日法」(1901年法)がこの時期に「共和国の法律」の一つとしてオフィシャルに認知されていたとみることに困難はあるが、第4共和制憲法は、暗黙裡にアソシアシオンの自由を保障していたといえなくもない。実際、アソシアシオンの自由が立法府において深刻な議論の対象になることはなかったし、コンセイユ=デタもアソシアシオンの自由を憲法上の権利として確認していた。¹⁴⁾

第2次世界大戦後、フランスで、アソシアシオンは、文化・社会・経済等諸領域においてめざましく発展した。

第5共和制憲法上も、アソシアシオンという文言はなく、第4条が政党の自由を保障しているにすぎない。しかしながら、前文第1項が第4共和制憲法前文を再確認しているので、同憲法もアソシアシオンの自由を保障しているといえる。

立法府において戦後初めてアソシアシオンの自由が論議的になったのが、

1971年である。1968年、政府は、一定の活動団体を解散した。この68年5月革命の出来事とアソシアシオンの活動を結びつける公権力は、アソシアシオンに対する不信感を募らせていた。71年、内務大臣は、シモーヌ＝ド＝ボーヴォワールによって設立されようとしていたアソシアシオンが、すでに解散されていた団体を再建しようとするものとみて、この設立を阻止しようとし、そのために、アソシアシオンの届出を県知事が受理する前に、一定の場合に裁判所が介入することを認める法案を成立させようとした。しかし、国民議会通過後、元老院から憲法院に提訴された法案は、違憲と判断された¹⁵⁾。

アソシアシオンの自由は、この1971年7月16日憲法院判決によって、文字どおりsupralégalatifという意味で憲法的価値をもつようになったのである。

したがって、この憲法院判決が画期的な意義を有することはいうまでもない。1970年以降、アソシアシオンは急激に増加している。1971年から2001年の30年間に設立されたアソシアシオンの数が、1901年から1971年の70年間に設立されたアソシアシオンのそれを上回るのである。これを、「1901年法を支持する人民のプレビシット」と評する論者もいる¹⁶⁾。

ただし、1971年7月16日憲法院判決が行政にまでインパクトを与えるようになるのはさらにのちのことである。アソシアシオンの自由は表面的には尊重されていたが、内務大臣は、その範囲を限定していた。ほかならぬ1901年法第4編がその法的根拠を与えていたのである。第3共和制末期、1939年4月12日デクレ(デクレ＝ロワ)によって編入された第4編の諸規定は、外国人を含むアソシアシオンの設立に事前許可を必要とするもので、かなり多くのアソシアシオンを法的に不安定な状態においていたのである。

このような不安定な状態を解消したのが、1981年10月9日法である。同法によって、1901年法第4編が廃止されたのである。これによって、1901年法は、完全性を取り戻したといえる。19世紀「眠れる森の美女」¹⁷⁾であったアソシアシオンの自由は、1901年法によって目覚めたとされるが、自由の尺度を事前許可制の有無に求めるかぎり、20世紀の後半にいたるまで、眠れる森

の美女は半睡状態であったといわなければならない。1981年法によってアソシアシオンの自由は完全に覚醒したといえる。1789年人権宣言第3条に象徴される反アソシアシオン主義は、革命200周年を前にしてようやく克服されることになるのである。その意味でいわば「アソシアシオン革命」の法的仕上げを行ったともいえる1981年法の画期的意義はきわめて大きいというべきである。

さらに近年の注目すべき動向として、1999年4月29日、ヨーロッパ人権裁判所が、県知事が指定した狩猟区域内の20ヘクタール以下の土地所有者に対して、所有地内での狩猟権の行使に反対することを禁止するとともに、狩猟協会に加入することを義務付けるフランスのいわゆるVerdeille法をヨーロッパ人権条約第11条違反としたことが挙げられる¹⁸⁾。これによって、アソシアシオンの自由の消極的側面、すなわち意に反してアソシアシオンに加入させられない権利が保障されるようになったことになる。

以上の1971年7月16日憲法院判決、1901年法を支持する人民のプレビット、1981年10月9日法、1999年4月29日ヨーロッパ人権裁判所判決の4つの出来事が、1971年～2001年をフランスにおけるアソシアシオンの歴史上の1段階として画し、「ワルデック＝ルソー（Waldeck-Rousseau）の2度目の勝利」といわれる新しい1章を書き加えたといわれるのである¹⁹⁾。

2 アソシアシオン革命の実態

以下、1970年代から近年までのアソシアシオンの世界の発展を概観する。

(1) アソシアシオンの設立数の発展

1901年7月1日法第2条が「アソシアシオンは、事前の許可および届出なく、自由に結成することができる」と定めるように、アソシアシオンは、まさに大きな自由を有し、行政的な義務をほとんど課されない。そのためにアソシ

アソシオンの実態の正確な把握は困難である。きわめて流動的で多様なアソシアシオンの世界に関する完全な統計値は存在しない。届出アソシアシオンのなかには活動していないものあるいは活動をやめたものもあるが、アソシアシオンは、解散の届け出を義務づけられていない。反対に、届出をしていないが、活動的なアソシアシオンもある。ともあれ、年毎の届出アソシアシオン設立数は、官報に搭載されるので、よく把握できる。それにもとづいて、今日フランスには約88万のアソシアシオンが存在するとみられている²⁰⁾。

県庁 (préfecture) への届出数から知りうる毎年のアソシアシオン設立数をみると、その増加のテンポは明らかに上がっている。図1にみられるように、1970年代には年2万以下の登録数であったのに対して、現在は年6万近くの登録があるのである。

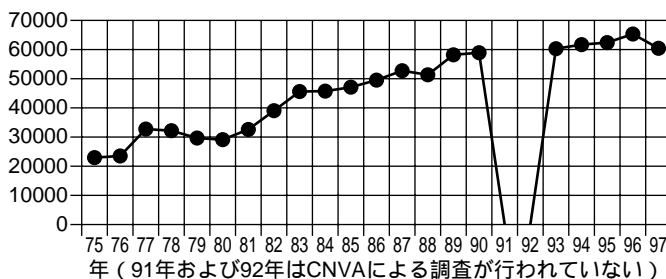


図1 フランス(アルザスおよびモーゼルを除く)におけるアソシアシオン設立数(1975年~1997年)
出典: CNVA, *Bilan de la vie associative en 1996-1999*, La Documentation française, 2000, p.54

1975年から1997年の間、年平均48400のアソシアシオンが設立されてきた。1982年には40000のラインを超え、1987年には50000、1989年には60000のラインを超えたのである。

1975年・76年と1995・96・97年とを比較すると、平均設立件数が23000から63000に増加していることが分かる。つまり、2.8倍に増加していることが分かるのである²¹⁾。

(2) 活動分野別にみたアソシアシオンの発展

アソシアシオンは、さまざまな分野で活動している。新設アソシアシオンの活動分野別の比率の変動は、図2のようである。

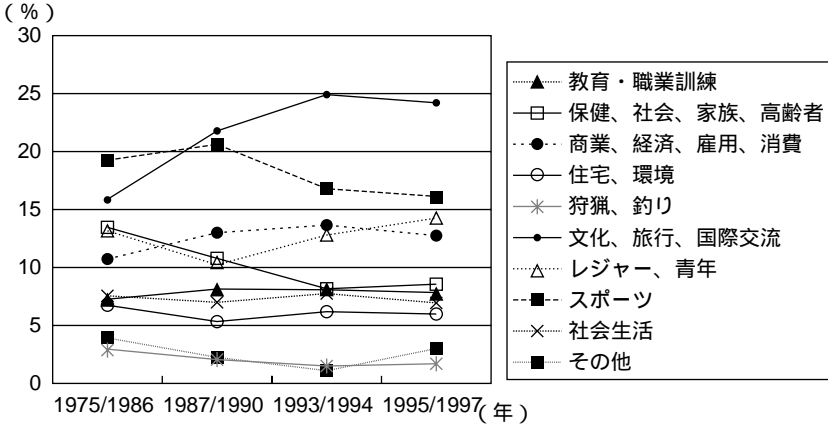


図2 新設アソシアシオンの活動分野別比率

CNVA, *Bilan de la vie associative en 1996-1999*, La Documentation française, 2000, pp.71-73の表より作成

スポーツ分野は、毎年新設されるアソシアシオンの15パーセント以上を占めている。1995年は、新設アソシアシオンの14.54パーセントであるが、1997年は同17.11パーセントである。1987年～1990年の間、新設アソシアシオンの5分の1以上がスポーツアソシアシオンであった。

今日では、文化活動を目的とするアソシアシオンが最も多く新設されている。1990年以来、その数はスポーツを抜いている。1990年以来、新設されるアソシアシオンの4分の1近くが文化アソシアシオンである(1995年24.04パーセント、1997年23.23パーセント)。とくに音楽、ダンス、テアトル、図書館関係が顕著である。

保健・社会活動は、1975年から1986年にかけての年13パーセントから1995

年から1997年にかけての年8.4パーセントになっている。教育・職業訓練、住宅、社会生活は、近年7～8パーセントのほぼ安定した数字である。

レジャー・青年分野のアソシアシオンは、いったん後退した後、90年代末にふたたび伸びてきた。

社会活動は、1975年以来、コンスタントに減少している。

経済活動は、1975年から1997年にかけて2ポイント伸びている。

教育・職業訓練は、1975年から1990年の間に大幅に発展したが、その後設立件数は安定している。

住宅・環境は安定している。ただとくに居住者のアソシアシオンは、1975年から1997年にかけて558から1718へと非常に飛躍している。

社会生活セクターの設立数の比率は、20年間安定している。ただし、移民アソシアシオンと宗教アソシアシオンの設立数が20年間で顕著に発展している。当該期間中の選挙の回数に直接関係する政治アソシアシオンやクラブの設立数は流動的である。

狩猟・釣りアソシアシオンの設立数は、1975年以来微減している。

みられるように、過去20年間で共同の利益を擁護するアソシアシオンは減少または現状維持であるのに対して、共同の活動を展開するアソシアシオンは大いに伸びている。今日、自己実現に主眼を置くアソシアシオンすなわち文化アソシアシオンやスポーツアソシアシオンがアソシアシオン設立者の関心を惹いている²²⁾。

アソシアシオンの経費の面から若干の国際的比較を試みると、人的資源をとくに要する社会サービス、教育分野が支配的であり、これがフランスの特徴といえる。すなわち、1990年の各国調査²³⁾に基づいて、フランスの全アソシアシオンの経費の構成をフランスのほかアメリカ合衆国、イギリス、ドイツ、イタリア、日本、ハンガリー計7カ国平均と比較すると、図3にみられるように、「教育」(24.8パーセント)は、7カ国平均(24パーセント)とほぼ同じであるが、とくに「社会福祉」(28.9パーセント)はそれ(19.6パーセント)を大き

く上回り、両分野を併せて50パーセントを超え、その雇用は全アソシアシオンの雇用の60パーセント近くになっているのである²⁴⁾。

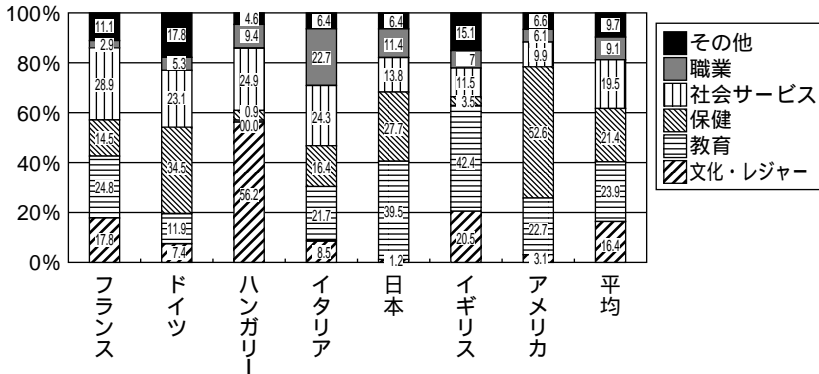


図3 7カ国の非営利セクターの支出構成

Lester M. Salamon and Helmut K. Anheier, *The emerging nonprofit sector An overview*, Manchester University Press, 1996, p.148の表より作成

(3) アソシアシオンの経済的規模

アソシアシオンはフランス第1の雇用者に属する。1995年12月31日時点で、12万を超えるアソシアシオンが120万人近くを雇用しており、これはフルタイムのサラリーマン96万人に相当する。保健・社会活動アソシアシオンは、それだけで約56万人を雇用している。これはフルタイムのサラリーマンの38万人に相当する。社会活動関係の労働者の過半数がアソシアシオンに雇用されている。教育分野ではアソシアシオンが16万7千人を雇用している。文化・スポーツは約8万5千人を雇用している。

アソシアシオンの雇用の71パーセントは女性が占めている。

アソシアシオンセクターは、雇用促進連帯契約 (Contrat emploi solidarité) の資格者の最大の雇用者で、その35パーセントを雇用している。その規模は、

アソシアシオンの雇用者の13パーセントになる。

アソシアシオンはまた、2001年末には約9万2千の新規雇用を創設することになる新規青年雇用プログラムの主たる雇用者でもある。2億9千万フランの資力の60パーセントは公的基金によって保証されている。

ボランティアはアソシアシオンの中心であり、基礎である。何らかの程度、個人的な時間の一部をアソシアシオンに提供する人の数は1千万人になるとみられる。アソシアシオンのボランティアの経済的価値は、フルタイム雇用100万人以上に相当すると見積もられている²⁵⁾。

今日企業総覧に掲載されているアソシアシオンの総予算が2500億フランに達していることにも示されるように²⁶⁾、アソシアシオンは、1901年7月1日法の想定をまったく超えて、経済・社会活動上の大きな役割を果たすに至っているのである。

ここでも若干の国際的比較を試みよう。1990年の各国調査によると、フランスのアソシアシオンは、規模や経費の面からみて、諸外国のアソシアシオンと比肩しうるレベルに到達している。フランスのアソシアシオンの雇用人口は80万人を超え、これは全労働人口の4.2パーセントを占める。この比率は、図4にみられるように、7カ国の平均3.4パーセントを上回り、7カ国中第2位である。また、サービス部門全体に占めるアソシアシオンの雇用人口の比率は、図5のとおり、7カ国平均9パーセントのところ、フランスは10パーセントで、ドイツ、イギリスとほぼ同程度である。

アソシアシオンの経費は、310億ユーロ、対GDP比3.3パーセントで、これは、同じく7カ国の3.5パーセントとほぼ並んでいるのである²⁷⁾。

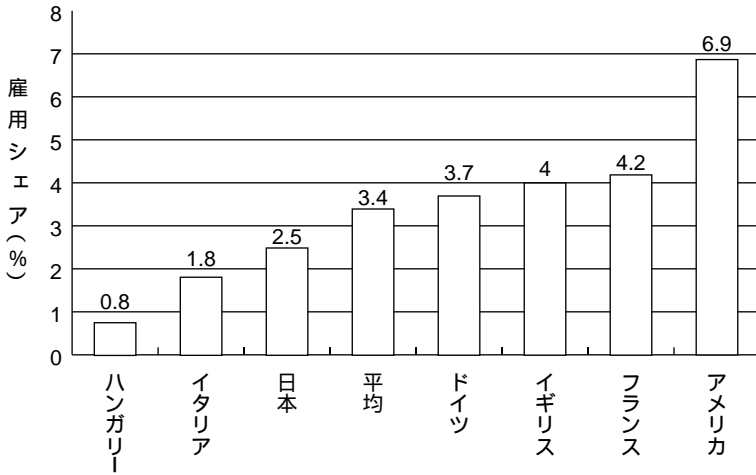


図4 非営利セクターの雇用が雇用全体に占める比率

出典：Lester M. Salamon and Helmut K. Anheier, *The emerging nonprofit sector An overview*, Manchester University Press, 1996, p.34

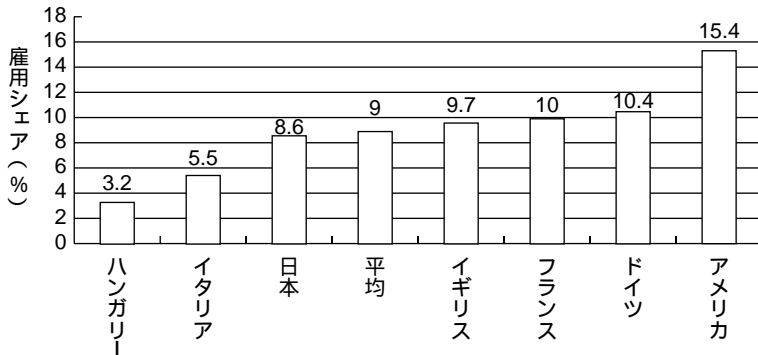


図5 非営利セクターの雇用がサービス部門雇用全体に占める比率

出典：Lester M. Salamon and Helmut K. Anheier, *The emerging nonprofit sector An overview*, Manchester University Press, 1996, p.35.

3 フランス人とアソシアシオン

従来のあり方が続くべきでないことが「上」からも「下」からも認識されることが革命の条件である。フランスにおける「アソシアシオン革命」がどのような意識を伴って起きたのか。また、「革命」後のフランス人のアソシアシオン観とアソシアシオンへのかかわり方はどのようなものなのか。以下に概観する。

(1) アソシアシオン人口

まず、フランス人のアソシアシオンに対する一般的な評価をみる。2000年11月8日および9日に15歳以上の1042人を対象に電話で行われたCSAの調査結果²⁸⁾によれば、95パーセントの人がアソシアシオンに好意的な意見をもっている。大部分の人がアソシアシオンの存在がフランス社会の良好な運営に不可欠であると考えている。フランス人は、アングロサクソン人ほどではないにしても、アソシアシオンを好んでいるとみる²⁹⁾ことは、けっして誇張ではない。その魅力は、CSAの調査(1989年10月26日ルモンド)によれば、第1にアソシアシオンの提供するサービスにあり、第2にそこでの人との接触にあり、第3に集団活動への参加にあり、アソシアシオンが守る理念はそれほど魅力にはなっていない。レジャーと良好な人的関係(convivialité)が活動とイデオロギーにまさるのである³⁰⁾。この傾向は、アソシアシオンによって違いがあることは当然のことながら、今日も変わらないといってよい³¹⁾。

アソシアシオン活動への関与も全体としてみれば、盛んであるといえる。10人に4人がアソシアシオンのメンバーであり、10人に8人がアソシアシオンに関係があると答えている³²⁾。

この傾向は、2002年に行われた最新のINSEE(Institut National de la Statistique et des Etudes Economiques)の調査³³⁾でも確認されている。すなわち、表1にみられるように、15歳以上の45パーセントつまり2100万人以上がアソシアシオンのメンバーである。平均参加率は安定しているにしても、これ

らの調査は、重要な発展が継続中であることを示している。すなわち、アソシアシオンの関係者とその活動への参加の仕方に重要な発展が継続的にみられるのである。

スポーツ、文化、レジャー、学校児童の親、労働組合、環境保護、宗教のアソシアシオンを主な対象とした1990年～1992年のCREDOC (Centre de Recherche pour l'Etude et l'Observation des Conditions de vie)の調査によると、アソシアシオンのメンバーではないが、偶然あるいは金銭的にかかわる人を考慮すると、フランス人の約78パーセントがアソシアシオンに関係していることになる³⁴⁾。

(2) アソシアシオンのメンバー構成

アソシアシオンのメンバー構成をいくつかの角度からみてみよう。

世代別構成

アソシアシオン活動への参加者を世代別でみると、1996年には、14歳以上の人のうち2000万人が、一つのアソシアシオンのメンバーであった。この数字は20年間でわずかな上昇にとどまっているが、25歳未満と49歳以上の参加者が非常に伸びている。1996年には、この2つの世代の45パーセントが少なくとも一つのアソシアシオンに加入していたのである³⁵⁾。2002年のINSEEの調査によれば、アソシアシオンのメンバーの平均年齢が48歳で、1996年の43歳から上昇している。表1のように、60歳代の加入率が58パーセントで最も高い。30歳未満の世代は比較的アソシアシオンへの関心が低く、加入率は37パーセントであるが、この数字は安定しており、とくにスポーツ、文化・音楽の分野ではこの世代の加入率が高い。30代～50代の世代においては、学童親の会や職業組合 (syndicat) への加入が他の世代と比べて目立つように、職業や家庭の状況がアソシアシオンの加入の傾向に影響している。

表1 アソシアシオンのタイプ別にみた世代別加入率(%)

	全 体	スポーツ	文化・音楽	職業組合	高齢者クラブ	学童親の会	企業退職者
15歳～29歳	37	18	10	4	-	1	
30歳～39歳	44	17	9	9		10	
40歳～49歳	44	15	9	11		10	
50歳～59歳	46	13	7	13		14	5
60歳～69歳	58	11	12	6	13	15	6
70歳以上	46	4	7	2	22		6
全 体	45	14	9	8	19	7	6

INSEE PREMIERE No920, Septembre 2003に掲載の表より作成

性別構成

アソシアシオンへの参加率を性別でみると、男性の参加率が高い³⁶⁾が、男女格差は減っている。CREDOCの調査によると、アソシアシオンに参加する女性の比率が男性の比率よりも急速に上昇している。この格差の減少はとくに40歳以上の女性の参加率の上昇による。1970年代末以来、若い女性層の参加率は、停滞ないし若干後退しているのに対して、40歳以上の女性の参加率は顕著に上昇している(40歳以上59歳以下で14ポイントの上昇、60歳以上の層で18ポイントの上昇。それぞれの年代層の男性の参加率は8ポイント、14ポイントの上層である)³⁷⁾。もっとも、今日でも加入者の多くは男性である。2002年のINSEEの調査によれば、49パーセントの男性が少なくとも一つのアソシアシオンのメンバーであるのに対して、女性の場合はそれが40パーセントにとどまる³⁸⁾。仕事と家事のために、家の外でのアソシアシオンの活動に割く時間が女性には少ないとみられている。

所得・学歴別構成

アソシアシオンへの参加率には、所得による格差が顕著にみられる。2002年のINSEEの調査によれば、生活水準の高い世帯の参加率が高いことが分かる。表2にみられるように、上位4分の1の世帯に属する人の57パーセントが少なくとも一つのアソシアシオンのメンバーであるのに対して、下位4分の1の

世帯に属する人では32パーセントが少なくとも一つのアソシアシオンのメンバーであるにすぎない。パリ第1大学の社会経済研究所（Laboratoire d'Economie Sociale）が1993年に行った調査によると、月収1万5千フランを超えるとアソシアシオン参加率が顕著に上昇する³⁹⁾。

表2 アソシアシオンのタイプ別にみた所得階層別加入率

	全 体	スポーツ	文化・音楽	職業組合	高齢者クラブ	学童親の会	企業退職者
第1階層	32	9	5	3	19	4	1
第2階層	41	12	7	6	23	6	3
第3階層	48	16	10	8	17	9	8
第4階層	57	18	13	13	15	14	12
全 体	45	14	9	8	19	7	6

INSEE PREMIERE N°920, Septembre 2003に掲載の表より作成。表中の「階層」とは、所得順に人口を4等分したもの。第4階層が所得最上層、第1階層が所得最下層である。

学歴による参加率の格差も顕著である。初等教育レベルで参加率27パーセントに対して、大卒レベルで57パーセントである⁴⁰⁾。

参加を質の面からみると、「責任をとることまで含めて」積極的に参加する加入者の率が1983年には41パーセントにすぎなかったのに対して、1996年には46パーセントになっている。このことから、参加の質の向上が読み取れそうである⁴¹⁾。もっとも、2002年のINSEEの調査では、表3に見られるように、アソシアシオン内部で責任ある立場についている者がアソシアシオンのメンバーのうち17パーセント、活動のリーダー（animateur）として参加する者が同じく9パーセント、その他の大部分のメンバーは、提案された活動に参加するが組織には参加しないボランティアである。どこまでを積極的な参加と評価するかは容易な問題ではないが、会費を払うだけのメンバーが19パーセントであることからすれば、「アソシアシオンへの参加は多かれ少なかれ活発である」⁴²⁾ということはできそうである。

表3 アソシアシオンのカテゴリー別にみた参加の形態(%)

	管理者	活動リーダー	単純参加またはボランティア	会費支払いのみ	計
活動	17	10	64	9	100
趣味	12	8	61	19	100
権利・利益擁護	21	8	41	30	100
全体	17	9	55	19	100

出典：INSEE PREMIERE N°920, Septembre 2003

4 アソシアシオンと行政

1901年法上、アソシアシオンの結成は自由で、1981年10月9日法によってその自由は完成されたといつてよい。しかしながら、今日、アソシアシオンの活動に関してはさまざまな制約があり、アソシアシオンと行政との関係も濃淡さまざまである。

あらためていうまでもなく、1901年法上、アソシアシオンは私的な団体であり、私人を結合するアソシアシオンは、私法規範に従うことになるはずである。この観念は、立法当時の自由主義に合致し、公的制度和私的制度との峻別に立脚するものであるが、その後とくに戦間期以降の介入主義(interventionnisme)の発展の結果、この二項分類は古臭くなってしまった。もはや公的なものと私的なものとの明確な区別はなく、国家や地方自治体が一般利益(intérêt général)の任務を与える混合制度が増えてきた。アソシアシオンもこの動向を避けられない。公権力は、公的な制度がない場合(ドラッグ対策やAIDS対策)や、公的セクターと並んで公共団体にとって有益な私的活動が行われている場合(民間のクリニック)、団体が権限の委任を受けた場合(スポーツ、家族、失業、職業教育)に、アソシアシオンと協力する⁴³⁾。たしかに伝統的なモデルに合致するきわめて多くのアソシアシオンが存在し、私人は私的な組織を設置するために合意する。しかし、公権力によって委任された一般利益活動を管理するために公権力によって設立されたり、公権力によって支持されたりするアソシアシオンがますます増えているのである⁴⁴⁾。

(1) アソシアシオンと行政との関係の諸類型

アソシアシオンのなかには市民を守る手段すなわち行政のカウンターパワーとなっているものがある。行政活動の拡大とともに、個人が、一般利益の名において行政決定を方向付けたりそれと戦ったりするために、集団を形成するようになる。たとえば、エコロジストの運動や消費者の運動がアソシアシオンの形態の下で発展している。圧力団体として、デモを行ったり、公的機関に対して代表を送ったり、請願を行ったりし、訴訟を行ったりするアソシアシオンがあるのである⁴⁵⁾。

一方で、アソシアシオンが行政の補助者となる場合もある。行政が一般利益的機能、公役務の遂行をアソシアシオンに委ねる場合があるのである。行政が行うことができず、行政活動が行われる世界に根を張っている団体の方がよりよく行える任務を、行政は、アソシアシオンに委ねるのである。私人は、公権力と並んで、教育活動、文化活動、スポーツ活動、レジャー活動、保健活動、都市計画活動、住宅問題活動に協力する。税務領域において協力するアソシアシオンもある。

さらに、アソシアシオンのなかには、行政の単なるカモフラージュすなわち国家や地方自治体、それらの公施設法人の「通常の役務の仮足」にすぎないものもある。アソシアシオンは、予算原則を尊重する義務がない。管理がより単純で、支払いは小切手で行うことができる。そのような自由と柔軟性というメリットを有する私法上の人を装うために1901年法を利用して、行政は、公会計や公職に関する公法上の強行規定の適用を免れようとするのである。それらのアソシアシオンは、きわめて多様な機能を与えられ、「退職者の家」のような社会的施設やジムのようなスポーツ施設を管理するところもある。また、成人の職業教育を行ったり、外国の重要人物を受け入れたり、大学の研究契約を管理したりするものもある。これらは、その活動手段、すなわち施設や人、資金を全部あるいは一部分引き出している行政から真に独立しているとはいえない。

このような行政とアソシアシオンとの結合は、しばしば、会計検査院から行

政の解体を招くとの批判を受け、コンセイユ=データから、公金支出の透明性を損なうとの批判を受けている⁴⁶⁾。

1988年1月15日の首相通達⁴⁷⁾は、いわゆる準行政アソシアシオン (associations para-administratives)⁴⁸⁾の問題に触れている。すなわち、同通達は、準行政アソシアシオンの設立が現行の行政管理規範を回避するものと解されるほか、公務員の雇用・報酬に関する規範や会計・公開市場の手続やルールに抵触するという会計検査院の指摘を受けて、「この状況の永続化は、国家とアソシアシオンの世界との関係の与えられたイメージに有害なだけである」と評価し、各大臣に対して、審査のうえ無用な準行政アソシアシオンを解散し、また新設をやめることによって、準行政アソシアシオンの整理を行うように勧告した⁴⁹⁾。

このような措置は、「アソシアシオンの自由を尊重しかつ一般利益の保障に配慮しつつ、アソシアシオンと国家との関係の必要な明確化を可能にするはず」⁵⁰⁾であったが、期待通りの成功は収められていない。

(2) アソシアシオン財政と行政

ここで、アソシアシオンと行政との関係を財政面から一瞥しておく。

公権力と協力関係を有するアソシアシオンは、強力な財政的支援を公権力に要求する。この公的資金依存傾向は、非営利セクター全体の傾向として現れている。1990年の数字であるが、表4にみられるように、アソシアシオンの財源の59.5パーセント、1290億フランが公的な資金であり、その反面、私的な寄付は7パーセント、150億フランにとどまる。

国際的にみると、図6にみられるように、1990年の7カ国平均では、アソシアシオン収入に公的資金の占める割合が43パーセント、私的資金が57パーセントである。フランスは、収入の約60パーセントが公的資金で、その比率は7カ国中ドイツに次いで2位となる。したがって、フランスのアソシアシオンの財政構造の公的資金依存性は、国際的にも顕著であるといつてよい。個

表4 1990年のフランスの非営利セクターの財源

財源	金額（単位100万フラン）	財源全体に占める比率
公的資金	129 612	59.5 %
国家	58 649	26.9%
地方公共団体	32 398	14.9%
社会保障その他社会的基金	38 565	17.7%
私的資金	88 389	40.5%
私的収入	72 982	33.5%
私的寄付	15 407	7.1%
合計	218 001	100.0%

出典：Archambault, *Le secteur sans but lucratif, Associations et fondations en France, Economica*, 1996, p.113.

人の寄付が家計に占める割合はきわめて僅かで、0.2パーセントにとどまる⁵¹⁾。

このようなアソシアシオンの収入構造は、国家が一般利益を独占するという支配的なジャコパン的観念と福祉国家理念とが結合して、多くの非営利組織の活動が公役務の委任として考えられてきた伝統⁵²⁾に関連付けられる。やはり1990年の数値であるが、図7にみられるように、保健、教育・研究、社会サービスの分野の財源に公的資金が占める割合がきわめて高いのである。これを

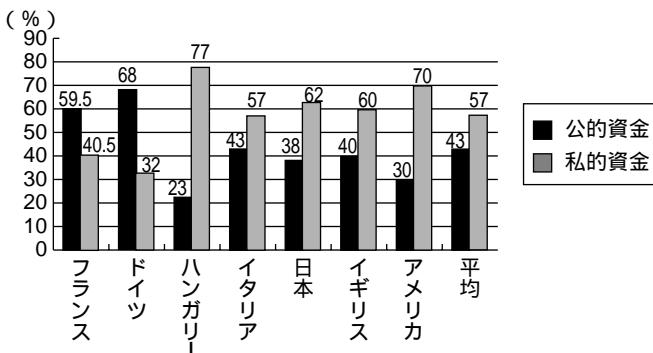


図6 7カ国非営利セクターの財源の公私比率

Lester M. Salamon and Helmut K. Anheier, *The emerging nonprofit sector An overview*, Manchester University Press, 1996, pp.150-152に掲載の表より作成。

国際的に比較すると、とくに文化・レクリエーション、教育・研究、保健、社会サービスの4分野における公的資金の占める割合が7カ国平均（文化・レクリエーション22パーセント、教育・研究42パーセント、保健59パーセント、社会サービス51パーセント⁵³⁾）と比べて顕著に高い。

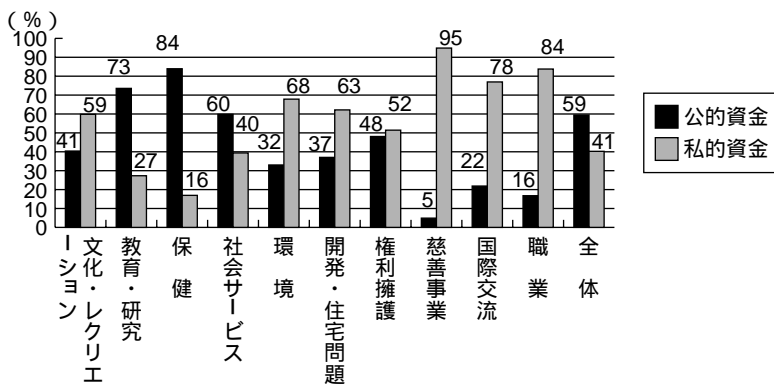


図7 非営利セクターの活動分野別にみた財源の公私比率

Lester M. Salamon and Helmut K. Anheier, *The emerging nonprofit sector An overview*, Manchester University Press, 1996, pp.151に掲載の表より作成

近年のフランスにおけるジャコバンの観念からの転換 = 分権化は、公権力とアソシアシオンとのパートナーシップを発展させる可能性を秘めるものであるが、そこにおいて国家はやはり巨額の資金を提供し、アソシアシオンは人的サービスを提供している。つまり、分権化は、行政装置の軽減の手段となっているが、公権力の財政的支援は依然として変わらないのである⁵⁴⁾。したがって、アソシアシオンの発展を福祉国家の後退によって説明する「穴埋め理論 (gap-filling theory)」は、今日のフランスに限ってはそのまま妥当しないといえる⁵⁵⁾。

むすび

本稿で実態を概観したフランスのアソシアシオン革命の結果が、もはや不可逆的なものであることはいうまでもないことであろう。質量両面からみてフランス社会に根を下ろしたといえるアソシアシオンの世界は、しかし、その広がり多様化に伴い、いくつかの問題に直面している。本稿がとくに注目したアソシアシオンと公権力との制度的・財政的結びつきには、重要な問題がある。

たしかに多くのフランス人がアソシアシオンを肯定的に受け止めていることにみられるように、アソシアシオンは国家と市場経済の両圏域から独立した市民的公共圏を支える存在として機能している面もあるが、まさにアソシアシオンへの期待がそこに由来するからこそ、行政とアソシアシオンとの関係には注意を要する問題が生じているのである。

行政アソシアシオンないし準行政アソシアシオンは、行政から諮問を受けたり、優先的に補助を受けたり、また施設や公務員という活動手段を受けたりもする。しかし、それは、行政の一方的な決定に従属し、活動も公権力によって厳格にコントロールされる。

同様に、活動の活性化という観点から公的資金援助の必要性そのものは否定できないにしても、アソシアシオンの財政構造に問題がないとはいえない。それは、会計検査院やコンセイユ＝デタが指摘するような行政の解体、不明朗な公金使用という問題だけではない。アソシアシオンの自由そのものの問題でもある。すなわち、一般に、実際には、公的支援は、条件を付けられているからである。そのような支援を受けるアソシアシオンは自由を失って、目的は外部から決められ、極端な場合には公権力の付属物になってしまうのである。また、増大する公権力の支配は、アソシアシオンの間に差別を生むことにもなる⁵⁶⁾。

国家の重力場に引きずり込まれて都合のよい管理の道具と化したアソシアシオンを構造改革し、またそのような道具化を未然に防ぎ、「活動を通じて市民を育成する空間」、「市民が連帯して共同のプロジェクトを行う枠組み」、「市民

が自らの権利を行使し擁護するための自由の場」というアソシアシオンの積極的意義を擁護し、発展させることが、1901年法、アソシアシオンの自由の課題となっているのである⁵⁷⁾。「国家からの自由」と「国家による自由」との統一は、国家、人民、アソシアシオンのそれぞれに異なる実践的課題を提起し続けるであろう。アソシアシオン革命は、永続革命である。

注

- 1) 憲法学にとってのポストモダニズムのインプリケーションについて批判的な筆者の見解として、参照、拙稿「現代市民憲法とポストモダニズム」杉原泰雄先生古稀記念論文集刊行会『21世紀の立憲主義 - 現代憲法の歴史と課題』(勁草書房、2000年)。また、参照、小林直樹『憲法学の基本問題』(有斐閣、2003年)391頁以下。
 なお、「一部のポストモダンの論者の言説を捉え、ポストモダニズム全体の主張と捉える傾向」の非生産性を指摘し、拙稿がポストモダニズムを「政治から逃げている」「現実との対決の産み出す緊張感を喪失した思想」と評価するのは「あまりにも性急」とする批判がある(池端忠司「ポストモダニズムとコミュニケーションの社会」一橋法学2巻2号430~431頁)。拙稿でもすでに断っているように、ポストモダニズムとは何かということが、そもそもひとつの大きな問題になりうることはたしかであろう。ポストモダニズムの多様性は否定できない。ポストモダンのレッテルを拒否するポストモダニストも少なくないであろうし、自称ポストモダニストが真のポストモダニストであるかどうか疑わしいケースもあるであろう。しかし、ポストモダニズムに限らず、同様のことは、いわゆる現代思想一般やさらにはクラシックな思想についても、しばしば繰り返し問題になるところである。このような場合に、最大公約数的な思想像(「全体」ではない)を検討の対象にすることは、常套手段の一つとして許容されるであろう。もとより、このような常套手段をとる場合に、最大公約数的な思想像から外れる個別の思想家の言説がありうることはいうまでもない。拙稿では、その点を留保したつもりであるが、ここで念を押しておくことにする。そこで示したような世界観ないし方法としての最大公約数的ポストモダニズムを無批判に受容することを戒めるべきであるというのが、拙稿の趣旨であって、そこでの批判があたらない個別ケースがあるとしても不思議ではない。
- 2) ポストモダニストのミシェル=マフェゾリの言葉を借りれば、tribu(古田幸男は、「小集団」と訳している)である。Michel Maffesoli, *Le temps des tribus, Le déclin de l'individualisme dans les sociétés postmodernes*, 3^e éd., La Table ronde, 2000. ミシェル=マフェゾリ『小集団の時代 大衆社会における個人主義の衰退』古田幸男訳(法政大学出版局、1997年)(1988年出版の初版の翻訳である)

- 3) Cf. Yves Boisvert, *L'analyse postmoderniste*, Harmattan, 1997, p.158.
- 4) Cf. *ibid.*, p.153.
- 5) これが、つとにフロム『自由からの逃走』によって描き出されていたところであることはいうまでもない。したがって、このジレンマが1960年代以降の特殊ポストモダンな現象といえるかどうかは問題であろう。
- 6) Cf. Boisvert, *op.cit.*, p.154.
- 7) *Ibid.*
- 8) *Ibid.*, p.156.
- 9) *Ibid.*, p.158.
- 10) 同プロジェクトの趣旨について、cf. Lester M. Salamon and Helmut K. Anheier, *The emerging nonprofit sector An overview*, Manchester University Press, 1996, pp. xi-xiii.
- 11) Council of Europe, *Freedom of association, Seminar organised by the Secretariat General of the Council of Europe in co-operation with the Ministry of Justice of Iceland Reykjavik (Iceland)*, 26-28 August 1993, Martinnus Nijhoff Publishers, 1994.
- 12) CNVAは、1983年2月25日デクレによって設置された。1985年12月31日デクレによってアソシアシオンの代表が拡大された。さらに1996年5月13日デクレ (Décret no 96-397 du 13 mai 1996 relatif au Conseil national de la vie associative, *J.O. du 14 mai 1996*, p.7220) によって、アソシアシオンのセクターごとに代表が割り当てられることになったほか、アソシアシオンに関係する大臣の代表に発言権が与えられ、首相の決定に基づいてアソシアシオンの代表と行政代表とを連携する合同のワーキンググループを設置することが可能になった。
あらゆるアソシアシオンの関心事や期待を政府に対して代弁することがCNVAの一般的な職務である。そのためにCNVAは、次のような職務をもつ(1996年5月13日デクレ2条)。

諮問された法律や命令のテキストに関して答申する。

アソシアシオンの発展に役立つと思われる研究を行う。

アソシアシオンを改善するあらゆる措置を提案する。

アソシアシオンの活動とその発展をよりよく認識させるためアソシアシオンの3年ごとのバランスシートを作成する。

その職務を遂行するために、CNVAは、次のようなことを行う。

その権限に属するあらゆる問題について政府から諮問を受ける。

その表明した見解を実現するために公権力と必要な関係を維持する。

アソシアシオンの発展に役立つと思われる研究を行う。

必要と考えられる諮問を行った後、経済社会評議会 (Conseil économique et social)、全国アソシアシオン発展財団 (Fonds national de développement de la vie associative=FNDVA)、青少年・人民教育全国協会 (Institut national de la

jeunesse et de l'éducation populaire=INJEP) などへの行政の代表の任命に関して首相に提案を行う。

行政によって行われたまたは行政の求めによって行われたまたは行政のイニシアティブによって行われた研究・調査の報告を受ける。

アソシアシオンの活動にむけたあらゆる情報活動を行う。

CNVAの活動は全国のアソシアシオンとの協力、FNDVAの管理委員会のアソシアシオンメンバーとの協力のもとに行われる。

CNVAは、各分野に関係のある省(司法省、国民教育省、研究に係する省、都市計画および住宅問題に係する省、運輸省、外務省、協同および発展に係する省、社会活動に係する省、女性の権利に係する省、高齢者および退職者に係する省、社会経済に係する省、厚生省、移民統合に係する省、労働省、内務省、予算省、環境省、文化省、農業省、通産省、観光省、青年・スポーツ省、通信技術省、在郷軍人に係る省)の大臣の提案に基づいて、当該分野の全国規模のアソシアシオンに諮問のうえ、首相が任命する66人の委員と首相が直接任命する委員6人によって構成される(1996年5月13日デクレ4条)。アソシアシオンが活動を展開する全セクターからCNVAに代表が出ることになる。委員の任期は3年で再任が可能である。ただし、報酬はない。また一つのアソシアシオンが2人以上の委員を出すことはできない(同5条)。

右の省は、CNVAに発言権のみを有する代表1人をもつ(1996年5月13日デクレ6条)、議長1人と副議長2人は、互選で選ばれる(1996年5月13日デクレ7条)。この議長と副議長のほかやはり互選で選ばれる12人の委員によって構成される事務局(同8条)がCNVAの活動を管理する。

CNVAは、年間に少なくとも2回開催される(1996年5月13日デクレ11条)。

CNVAは、1996年のデクレ改正以降、活発に活動している。2003年現在、ワーキンググループのテーマは、人的資源、コミュニケーション、ヨーロッパおよび国際、青年とアソシアシオン活動、法務と税務、パートナーシップと経済的社会的発展、管理者の民刑事責任、会計管理、職業経験の認定、アソシアシオン活動と地域活性化である(Cf. http://www.vie-associative.gouv.fr/interlocuteurs/autres_instances_nationales/cnva.htm)。多くの国と同様に、フランスでもアソシアシオンに関する公式の統計はないが(Cf. Edith Archambault, *The nonprofit sector in France*, Manchester University Press, 1997, p.1 ;id., *Le secteur sans but lucratif, Associations et fondations en France*, Economica, 1996, p.1。オリジナルは英語版) CNVAによって、1996年以降、*Bilan de la vie associative*が刊行されている(CNVA, *Bilan de la vie associative en 1994-1995*, La Documentation française, 1996; id., *Bilan de la vie associative en 1996-1999*, La Documentation française, 2000)。

- 13) なお、フランス革命から1901年7月1日法(「アソシアシオン契約に関する1901年7月1日法」)に至る「結社」の自由の歴史について、拙稿「フランスにおける結

- 社の自由史試論」法学論集49巻1号。また、革命以前から今日に至るまでのアソシアシオンの自由の歴史の素描として、拙稿「フランスにおけるアソシアシオンの自由 1901年7月1日法までとそれから」日仏法学23号（予定）。
- 14) « Amicale des Annamites de Paris » (Ass., 11 juillet 1956, Rec., p.317), « Association des anciens combattants » (24 janvier 1958, Rec., p.38) .
 - 15) 参照、野村敬造「第五共和国憲法と結社の自由」金沢法学18巻1・2号、山元一「憲法院の人権保障機関へのメタモルフォーゼ」フランス憲法研究会編『フランスの憲法判例』（信山社、2002年）。
 - 16) Cf. Jean-Claude Bardout, *L'histoire étonnante de la loi 1901*, juris, 2001, p.217 et s.
 - 17) Conseil d'Etat, Les associations et la loi de 1901, cent ans après, *Rapport public*, La Documentation française, 2000, p.252.
 - 18) Arrêt du 29 avril 1999, *Chassagnou et autres c. France*, <http://www.echr.coe.int/Fr/Judgments.htm>
 - 19) Cf. Jean-Claude Bardout, *op.cit.*, p.215 et s. ワルデック＝ルソーは、1901年7月1日法の提案者である。
 - 20) Cf. CNVA, Le monde associatif aujourd'hui, http://www.vie-associative.gouv.fr/monde_asso_aujourd'hui/index.htm
 - 21) もっとも、この発展は、規則正しいものではない。図1のグラフは1975年から1997年間の成長率が断続的な発展を遂げていることを示している。1975年から76年にかけては1.24パーセント増にとどまる停滞期、76年から77年にかけては27.8パーセント増、81年から87年にかけて44.55パーセント増、93年から96年にかけて8.2パーセント増といった飛躍的發展期がみられ、これらの発展期の間には78年から80年にかけての10.47パーセント減、87年から88年にかけての3.05パーセント減、96年から97年にかけての8.15パーセント減という後退期がある。
 - 22) Cf. CNVA, *Bilan de la vie associative en 1996-1999*, La Documentation française, 2000, p.74.
 - 23) Cf. Lester M. Salamon and Helmut K. Anheier, *op.cit.* このジョンズ＝ホブキンス比較非営利セクタープロジェクトでは、非営利セクター（nonprofit sector, secteur sans but lucratif）の要件を、 フォーマル、すなわち正式に結成された組織であること、 私的、すなわち政府から独立していること、 非営利、すなわち利益を分配しないこと、 自己統治、すなわちガヴァナンスのための内部手続を有し、外部からコントロールされない組織であること、 ヴォランティアー、すなわち活動や組織管理の上で一定の意味ある程度に自発的な参加があること、 非宗教、すなわち礼拝や宗教教育のプロモーションを本位としないこと、 非政治、すなわち選挙候補者のプロモーションを本位としないこと、以上の7項目とし（*ibid.*, pp.14-15）資料的制約のもとで、本文に挙げた7カ国の1990年の統計に基づく比較を行っている。このように定義される非営利セクターは、必ずしもフランスのアソシアシオンと一致しない。すなわち、フランスにおける非営利セクターには、

の条件を欠くものを除くアソシアシオン、財団、共済組合によって管理される保健・社会施設、学校協同組合、住宅協同組合が含まれることになる (Cf. Edith Archambault, *The nonprofit sector in France*, Manchester University Press, 1997, pp.7-9 ; id., *Le secteur sans but lucratif, Associations et fondations en France*, Economica, 1996, pp.7-8.)。したがって、本文で論じていることは、アソシアシオンの比較としては、十分に正確とはいえないことを留保せざるをえない。

- 24) Cf. Archambault, *The nonprofit sector in France*, p.226 ; id., *Le secteur sans but lucratif, Associations et fondations en France*, p.203.
- 25) Cf. CNVA, *Le monde associatif aujourd'hui*, http://www.vie-associative.gouv.fr/monde_asso_aujourd'hui/index.htm
- 26) Conseil d'Etat, *op.cit.*, p.354.
- 27) Cf. Edith Archambault, *The nonprofit sector in France*, pp.224-225 ; id., *Le secteur sans but lucratif, Associations et fondations en France*, p203 ; id., *Le secteur associatif en France et dans le monde*, François Bloch-Lainé (sous la direction de) , *Faire société*, Syros, 1999, p.26 ; Lester M.Salamon and Helmut K.Anheier, *op.cit.*, p.34.
- 28) <http://www.csa-tmo.fr/fra/dataset/data2K/opi20001109d.htm>.
- 29) Cf. Jean Defrasne, *La vie associative en France*, P.U.F., 1995, p.71.
- 30) 以上、cf. *ibid.* なお、1989年10月26日付ルモンドに掲載されているというCSAの調査結果には直接当たることができなかった。
- 31) INSEE PREMIERE N°920, Septembre 2003.
- 32) Cf. CNVA, *Le monde associatif aujourd'hui*, http://www.vie-associative.gouv.fr/monde_asso_aujourd'hui/index.htm.
- 33) INSEE PREMIERE N°920, Septembre 2003.
- 34) Cf. CNVA, *Le monde associatif aujourd'hui*, http://www.vie-associative.gouv.fr/monde_asso_aujourd'hui/index.htm.
- 35) Cf. *ibid*
- 36) CREDOCの1990年～1992年の調査によると、18歳以上の男性の52.1パーセントがアソシアシオンのメンバーであるのに対して、同じく女性は39.9パーセントがアソシアシオンのメンバーである。Cf. CREDOC, *Participation des Français à la vie associative 1990-92*, 1993, p.2
- 37) Cf. CNVA, *Le monde associatif aujourd'hui*, http://www.vie-associative.gouv.fr/monde_asso_aujourd'hui/index.htm
- 38) Cf. INSEE PREMIERE N°920, Septembre 2003.
- 39) Cf. CNVA, *Le monde associatif aujourd'hui*, http://www.vie-associative.gouv.fr/monde_asso_aujourd'hui/index.htm.
- 40) Cf. INSEE PREMIERE N°920, Septembre 2003.
- 41) Cf. CNVA, *Le monde associatif aujourd'hui*, http://www.vie-associative.gouv.fr/monde_asso_aujourd'hui/index.htm.

- fr/monde_asso_aujourd'hui/index.htm.
- 42) INSEE PREMIERE N°920, Septembre 2003.
 - 43) Cf. Jean Defrasne, *La vie associative en France*, P.U.F., 1995, p.46
 - 44) Cf. Charles Debabasch et Jacques Bourdon, *Les Associations*, P.U.F., 6e éd., 1997, pp.28-29.
 - 45) Cf. *ibid.*, p.30.
 - 46) Cf. *ibid.*, pp.31-32.
 - 47) Circulaire N° 87-30067 du 15 janvier 1988 du Premier ministre aux ministres et aux secrétaires d'État, relative aux rapports entre l'État et les associations bénéficiaires de financements publics, Francis Lemeunier, *Associations*, Dalloz, 6e éd., 1996, pp.323-324.
 - 48) 準行政アソシアシオン、行政アソシアシオン (association administrative) という概念については、後者が、1901年法の手続に従って届出アソシアシオンの形式をとっているが、設立・管理の主体は公法人の機関で、財政はその公法人から支払われる補助金に全面的またはかなり依存するアソシアシオンをいい、前者は公法人と並んで私人が参加するアソシアシオンをいうと説明されることもあるが (Conseil d'Etat, *Les associations et la loi de 1901, cent ans après*, op.cit., p.310)、立法上ないし判例上明確な定義がなされているわけではなく、両者の区別にあまり意味があるともいえない (Cf. Alain-Serge Mescheriakoff, Marc Frangi et Moncef Kdhir, *Droit des associations*, P.U.F., 1996, p. 256 et s.)。1988年1月15日の首相通達は、国家または公施設法人からの財政補助がアソシアシオンの全資金の75パーセント以上を占め、管理機関のなかに国家または公法人の代理人が多数存在するアソシアシオンを準行政アソシアシオンと呼んでいる (Circulaire N° 87-30067 du 15 janvier 1988, op.cit., p.323.)
 - 49) Cf. Circulaire N° 87-30067 du 15 janvier 1988, op.cit., pp.323-324.
 - 50) *Ibid.*, p.324.
 - 51) Cf. Edith Archambault, *The nonprofit sector in France*, p.227 ; id., *Le secteur sans but lucratif, Associations et fondations en France*, p206.
 - 52) Cf. Edith Archambault, *The nonprofit sector in France*, p.125 ; id., *Le secteur sans but lucratif, Associations et fondations en France*, p112.
 - 53) Cf. Lester M. Salamon and Helmut K. Anheier, *op.cit.*, p.152.
 - 54) Cf. Edith Archambault, *Le secteur sans but lucratif, Associations et fondations en France*, p206.
 - 55) Cf. Edith Archambault, *The nonprofit sector in France*, p.229.
 - 56) Cf. Debabasch et Bourdon, *op.cit.*, pp.114-115.
 - 57) Cf. Michèle Grandclaoudon-Leblanc et Michel Leblanc, *Associations loi 1901 : gestionnaire ou citoyennes ?*, ESF, 2001, p.154. なお、1901年法、アソシアシオンの自由の法的検討については、稿を改めて行うつもりである。

